

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年8月5日(金)午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ██████████ 外4件

議案第14号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農地パトロールについて

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石原 忠則委員、石若 明道委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(議案第13号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道滑川駅前区画16号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、貸駐車場です。譲受人は、当該農地に面する市道の向かい側で非鉄金属製造及びその加工販売及び介護関係の事業等を経営していますが、社用車や従業員自家用車の増加により既存スペースが手狭になり、新たな駐車場用地を探していたところ、関係者の同意を得、申請したものです。
隣接地との境界にはブロック塀を設け、土砂の流出を防止し、雨水は敷地前面側溝に放流します。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員

先日石倉推進委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員

同じく特に問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長

では事務局次の説明をお願いします。

事 務 局

(議案第13号2番について朗読及び説明)
申請地は市道駅南環状線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、貸駐車場です。譲受人は現在、申請地の近隣で貨物自動車運送業を営んでおり、この度業務拡大を計画し、従業員を5名程度新規雇用する予定ですが、既存敷地には駐車スペースを確保できないことから会社に近く、面積の適当な当該農地を地権者の同意を得、今回申請するもの

です。

隣接農地との境界にコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については敷地前面側溝に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田推進委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 当該農地は、先月許可申請のあった農地の続きであり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 13 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、市道柳原・吾妻町線と清水町辰野線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第 1 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が成長し手狭になってきています。このため、実家に近く子育てに協力してもらえ、近隣に鉄道駅やショッピングセンター等が立地し、生活環境に恵まれた当該土地に住宅とカーポートを新築することを計画し、地権者の同意を得、今回申請するものです。なお、申請地には既に設置後 20 年程度経過した車庫が建てられていますが、今後速やかに撤去されるとのことです。

隣接との境界は水路と道に挟まれており土砂の流失の恐れはなく、雨水については前面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田推進委員と現地確認しましたが、■■■■の都市計画地であり特に問題ないと思います。

吉田推進委員 用途地域であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 13 号 4 番について朗読及び説明)
申請地は、市道杉本町内 4 号線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地を既に資材置場として利用しており、既存地の拡張として許可できるものと考えられます。
転用理由は資材置場です。譲受人は市内で土木工事業を営んでおり、これまで、今回申請地の隣接地を資材置場等として使用してきましたが、今般、今回申請地が農地として残ったままということが判明し、隣接地との資材置場としての一体利用を図っていくため地権者の同意を得、今回申請するものです。

隣接農地との境界には既にコンクリート擁壁があり、土砂の流失の恐れはなく、雨水については前面及び側面側溝に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 現在の資材置場の拡張ということで、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 13 号 5 番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉旧県道 2 号線に面する農地です。
申請地は、市街化傾向区域であり、当該農地を含む街区における宅地面積が 4 割以上となっていることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと

考えられます。

転用理由は通路です。譲受人は市内で電気工事業等を営んでおり、今回申請地の近傍地で自宅兼事務所および倉庫を構えています。今般倉庫が手狭なため、今回申請地の隣接地に倉庫を建築する計画がありましたが、通路が狭く、計画が止まっていました。この度、既存通路に隣接する農地を通路として拡張することで関係者の同意を得、申請したものです。

隣接農地との境界には擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については前面側溝に放流します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農地パトロールについて

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 40 分 閉会

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 特に問題ないと思います。

加藤推進委員 特に問題ないと思います。

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

会 長 続きまして、議案第 14 号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について、事務局より説明をお願いします。

議事録署名委員

事 務 局 4 ページをお願いします。先日、澤田委員と事務局職員、農林課職員の 3 名で■■■■地内の現地確認を行ったところ、当該農地は未整備畑で現在、松の幼木が植樹されており、農地に復元して利用することが困難な農地となっていることから、非農地であるものと判断されます。こちらは県の保安林の事業が入っており、周辺も松の木(保安林)が植えられています。今回の案件の 2 筆のみ地目が畑のままとなっていたため、県の担当者と調整したところ、地目を保安林に変更することとなったため、議案としてあげたものです。所有者は 2 名、2 筆、257 m²です。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり承認することといたします。